住所　石川県白山市小柳町ろ254番地13
　エミリア・マリ・ナカコダ　昭和40年10月３日生
住所　島根県松江市学園２丁目16番24号
　バー・マハムード・ベンサイード　昭和32年３月６日生
住所　千葉県富里市日吉台４丁目３番地３
　金惠淨　昭和62年１月29日生
住所　浜松市東区植松町100番地９
　朴正洙　昭和25年９月28日生
住所　栃木県那須郡那須町大字湯本33番地
　張穎　昭和54年７月12日生
住所　東京都港区芝５丁目16番14号
　趙雄大　昭和60年７月５日生
住所　東京都港区台場２丁目２番２―1809号
　姜武夫　昭和49年７月19日生
住所　千葉県市川市富浜３丁目３番７―201号
　玄春女　昭和56年４月19日生
住所　神奈川県大和市上和田2412番地
　パンカズ・バニック　昭和57年12月31日生
　シンラ・ラニ・バニック　昭和63年11月５日生
　アヤン・バニック　平成25年７月31日生
住所　神奈川県大和市南林間６丁目13番18号
　ルリアム・エリザベツ・シモヒラ・クリヤマ　昭和41年９月28日生
　メグミ・ビヤフエルテ・シモヒラ　平成８年９月23日生
　ミユキ・ビヤフエルテ・シモヒラ　平成11年２月20日生
　マユミ・ビヤフエルテ・シモヒラ　平成15年８月27日生
住所　神奈川県秦野市渋沢３丁目24番２号
　アンナ・ユリカ・タナアミ・アマノ　昭和44年２月11日生
住所　神奈川県綾瀬市深谷上７丁目32番25号
　アルジラ・ハツコ・カシワクラ・サトウ　昭和39年２月23日生
　リカルド・セイジ・サトウ　平成７年６月12日生
　ルッシェリ・エミ・サトウ　平成11年１月19日生
住所　京都市右京区西院西貝川町30番地１
　池茂雄　昭和36年10月１日生
　朴悦子　昭和43年11月15日生
　池就太　平成14年10月31日生
住所　京都市北区上賀茂南大路町79番地
　フミヨ・フジイ　昭和32年６月９日生
住所　京都市伏見区深草大亀谷大山町58番地13
　譚少翔　平成26年４月４日生
住所　群馬県邑楽郡大泉町坂田４丁目５番３号
　ジョジ・オカモト　平成７年３月22日生
住所　群馬県みどり市笠懸町阿左美1356番地４
　ヨハン・ラシタ・サンパタ・オヴィティガラ・オヴィタゲー　昭和55年１月16日生
住所　東京都文京区本郷５丁目３番７―306号
　舒天陽　平成７年10月８日生
住所　富山県中新川郡上市町広野2525番地
　雷馥寧　昭和51年４月29日生
住所　堺市南区竹城台３丁１番２―305号
　張明旭　平成７年11月２日生
住所　堺市南区原山台５丁１番20―204号
　于勇　平成８年３月31日生
住所　大阪府茨木市学園町５番２―1103号
　斉麗波　昭和47年６月11日生
住所　北海道千歳市自由ケ丘６丁目７番３号
　ジイナ・コロボン・ヤスダ　昭和41年１月30日生
住所　三重県桑名市大字播磨775番地７
　金征泰　昭和57年７月５日生
　金喜泰　昭和54年12月29日生
住所　東京都豊島区高田３丁目11番14―401号
　馬珅　昭和61年11月26日生
住所　東京都豊島区南長崎１丁目８番15号
　張燕諍　昭和53年３月８日生
住所　広島市佐伯区八幡東１丁目36番４号
　趙英則　昭和22年12月１日生
　裵任順　昭和25年７月26日生
住所　東京都世田谷区弦巻４丁目２番26号
　金東秀　昭和61年９月８日生
住所　東京都江戸川区瑞江２丁目24番８号
　林美奈子　昭和61年７月30日生
住所　千葉県市川市日之出10番１―309号
　ライガマゲー・ピーリス・イシャーニ・アヌシカー　昭和59年２月10日生
住所　京都市上京区寺町通今出川上る２丁目鶴山町５番地15
　金鍾哲　昭和36年10月２日生
　朴正順　昭和37年９月１日生
　金裕　平成５年11月19日生
住所　大阪府東大阪市高井田本通７丁目５番22―509号
　金愛　平成３年８月10日生
住所　北海道苫小牧市澄川町４丁目６番13号
　任秀蘭　昭和56年12月２日生
住所　横浜市戸塚区平戸町1174番地１
　崔宏雲　昭和57年３月18日生
住所　川崎市幸区幸町１丁目773番地29
　ゴウラブ・タパ　昭和59年12月３日生
住所　川崎市川崎区小田５丁目12番29―703号
　リリアナ・ナディア・ノボリカワ・コバシガワ　昭和60年４月８日生

○外務省告示第八号

平成二十八年十二月二日にプノンペンで、カンボジア王国政府に供与される日本国政府とカンボジア王国政府との間の平成二十一年八月十三日付けの交換公文に従つてカンボジア王国政府に供与されることとなつたシハヌークビル港多目的ターミナル整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間が九カ月間延長される旨の口上書の交換が、カンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十九年一月六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第九号

平成二十八年十二月二十日にニアメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がニジェール共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億三千万円
3　署名者

日本側	川村裕在ニジェール大使
ニジェール側	ジカヤ・クブ・イブラヒム外務・協力・在外ニジェール人臣統合

平成二十九年一月六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○厚生労働省告示第二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月八日から適用する。

平成二十九年一月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　［略］ ［(1)～(5)　略］ (6)［号の細分を削る。］～(10)　［略］ 二　［略］	一　［同上］ ［(1)～(5)　同上］ (6)～(7)　トラニラスト［号の細分をずつ繰り上げる。］ (11)　［同上］ 二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久